



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

2026 年 10 月 9 日

「コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた地域課題解消実証事業」の実施について

消費者庁は、板橋区と連携し、板橋区内の協力コンビニエンスストア店舗において、販売期限を過ぎた食品のうち、消費期限・賞味期限を過ぎていない食品を、近隣で食支援を必要とする方々に無償で提供する仕組みの実証（通称「いた街コンビニパントリー」）を、食品ロス削減の日である 10 月 30 日より開始します。

1. 事業概要

協力コンビニエンスストア店舗 10 店舗（※ 1）において、販売期限（※ 2）を過ぎた食品のうち、安全に食べられる期限である消費期限・おいしく食べられる目安である賞味期限を過ぎていない食品を、近隣で食支援を必要とする方々に無償で提供します。

提供には専用のスマートフォンアプリを用い、協力コンビニエンスストア店舗で提供可能な食品がアプリに登録されると、アプリの利用者に通知されます。希望者がアプリ上で食品の受取予約を行い、受取期限までに協力コンビニエンスストア店舗へ行くことで、実際に食品を受け取ることができる仕組みです。

なおアプリへの食品の登録は、協力コンビニエンスストア店舗で提供可能な食品がある場合に限られます。またアプリを利用できる方には条件があります。

（※ 1）店舗数は実証期間中に変動する可能性があります。

（※ 2）販売期限とは、消費者が食品の購入後に、食品を安全かつおいしく食べることができる期間を確保するため、事業者が独自に設定する販売可能期限のことです。

2. 実証実施期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）～令和 9 年 1 月 31 日（日）

3. アプリの利用について

本実証は、板橋区が実施している「街かどフードパントリー」の取組と連携して実施します。このため、本実証事業のアプリを利用できる方は、「街かどフードパントリー」に登録されている方のみです。

現在、「街かどフードパントリー」に登録されていない方で、本実証事業のアプリの利用をご希望の方は、「街かどフードパントリー」への登録が必要となりますので、まずは「いたばし暮らしのサポートセンター」または「板橋区ひとり親家庭相談窓口」へご相談ください。

なお、「街かどフードパントリー」には登録要件があります。詳細については板橋区ホームページをご確認ください。

参考：「街かどフードパントリー」について（板橋区ホームページ）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/fukushi/1047254.html>

参考：「コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた地域課題解消実証事業（いた街コンビニパントリー）」について（板橋区ホームページ）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/fukushi/1066222.html>

【問合せ先】

消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室

担 当：高坂、浅見

電話番号：03-3507-9244(直通)

メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp



コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた 地域課題解消実証事業

実証期間: 2026年10月30日～2027年1月31日

消費者庁は、板橋区と連携し、協力コンビニエンスストアにおいて、販売期限を過ぎた食品のうち、消費期限・賞味期限を過ぎていない食品を、近隣で食支援を必要とする方に無償で提供する仕組みの実証を行います。

本事業は、食を無駄にせず、必要とする人々に供給する取組「食の環(わ)プロジェクト」の一環で実施します。

実証事業のイメージ



本実証は、板橋区が実施している「街かどフードパントリー」の取組と連携して実施します。ご利用いただける方は、「街かどフードパントリー」に登録している方に限られます。

「街かどフードパントリー」の登録要件については、板橋区ホームページをご確認ください。

参考:「街かどフードパントリー」について(外部サイトへ移動します)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/fukushi/1047254.html>